

過労死根絶のために、労働法制を抜本的に改正することを求める意見書

政府は、長時間労働や過労死をなくし、柔軟な働き方を可能にするとの名目で、今国会において、いわゆる「働き方改革」関連法案の成立を目指している。

しかしこの法案は、高度な専門的知識を用いて、一定額以上の収入を得る労働者を労働時間規制の適用対象から除外することで、残業代を支払わないことを可能とする「高度プロフェッショナル制度」の創設を含んでいることから、残業代ゼロ法案とも呼ばれている。

労働時間規制が適用されない「高度プロフェッショナル制度」の最大の問題は、長時間労働による健康破壊から身を守る保障がなくなることであり、「全国過労死を考える家族の会」の代表が衆院中央公聴会で「人を死に追いやる危険な働き方の拡大はやめてほしい」と訴えたように、過労死を招くほどの長時間労働が拡大していくことは明らかである。

また、特別な事情がある場合の残業時間の上限を、1カ月に100時間未満に設定するとしているが、過労死の半数が100時間未満の残業で起きていることから、過労死の合法化ともいえ、このような労働法制の転換は断じて認められない。

よって、国会及び政府においては、「働き方改革」を労働者の立場に立った真の改革とするために、今国会に提出されている「働き方改革」関連法案を撤回し、「残業は月45時間まで」などと定めた大臣告示を法制化し、これを超える残業は認めないことや、終業から次の始業まで最低11時間の休息を確保することなど、過労死を根絶するために、労働法制を抜本的に改正することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成30年（2018年）3月29日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣

（提出者）民進党市民連合、日本共産党及び改革所属議員全員並びに無所属坂本きょう子議員及び市民ネットワーク北海道石川佐和子議員